

月刊

中小企業の経営者、経理総務担当者に贈る

「プロが答える税務労務Q & A集」

(Q & A集は当事務所のナレッジページの編纂に依っています)

<http://www.cg1.org/>

2009年6月度版

執筆・編集 大阪税理士事務所

written by Tax Account Office

健康診断は節税につながると聞きました。本当ですか？

質問日 : 2009/05/05

従業員 30 人の中小企業の経営者です。従業員の健康診断は毎年自費で行かせてきました。今期は利益が大きく出たので、この機に会社負担で健康診断を受けさせようと思ってます。健康診断は節税になると聞いたのですが、条件はある？

条件を満たす健康診断は全額経費計上できます！

回答日 : 2009/05/20

健康診断の節税効果

個人で受ける [健康診断](#) は無保険なので、高額になりがちです。大手企業の多くは、会社全額負担で定期的な健康診断を従業員の [義務](#) にしてまですね。

中小企業も理想はこうでしょう。しかし、資金繰りに厳しい中小企業に毎年定額の(それも高額の)健康診断の負担させるのも確かに酷です。

節税という観点からは、利益が出る年には会社負担での健康診断を受けさせるのは効果的です。

考えてみてください。
本来、健康診断は個人が各自で受ける性質のものなので会社の経費になるはずはありません。

しかし、ある一定の条件をクリアすれば、福利厚生費として経費になるのです。

健康診断を福利厚生費で処理する条件とは・・・

健康診断費用が以下の要件を満たしていれば、福利厚生費処理が認められます。

従業員のすべてが対象になること。

但し、一定年齢の者を対象とする等のグループ分けでもOKです。

診断の内容が常識的な範囲内であること。

会社が直接診断料を支払うこと。

簡単に言うと、「役員だけが健康診断を受ける」のはNGです。

しかし「35歳以上の人だけ全員受ける」のはOKなんですよ。

なお、診断料が著しく多額である場合や役員だけを対象としているような場合は「給与」とみなされますので注意が必要です！

(役員に対するものは役員賞与として損金不算入になる可能性が高いです)

頑張ってる従業員に食費をサポートしたい。できる？

質問日 : 2009/05/05

残業してくれてる従業員や深夜勤務をこなしている従業員を抱える会社社長です。何とかこの頑張りに応じてやりたい。食費をいくらか出すことはできます？

条件はありますが、食費も福利厚生費処理が可能です！

回答日 : 2009/05/19

残業時の食費等は福利厚生費？

従業員の残業や深夜勤務等にかかる食事代のうち、一定額を福利厚生費として扱うことができます。

福利厚生費とは、一般的に「従業員の福利厚生のために支出する費用」のことで、通常は「従業員やその家族の生活向上、慰安、親睦、慶弔等のための費用」って感じです。(税法上は、福利厚生費の明確な定義がありません。)

福利厚生費の具体的な取扱いとは？

まず、一般的な取り扱いをみましょう！

食事代の50%以上を従業員等が負担し、会社が負担した食事代が月3500円以内の場合、福利厚生費処理ができます。

但し、この場合の食事代とは、社員[食堂](#)などで会社が調理して支給する食事の材料費、または会社が購入して支給する弁当等の購入費を指します。

現金を従業員に渡すような場合は「給与手当」とみなされるので要注意です！

残業者や宿直、日直者に支給する食事はどうなるのでしょうか？

支給した食事は原則として全額を福利厚生費にできます。
ただし、その時間の勤務が支給者にとって本来の業務でない場合に限りま
す！（現金支給は上記同様「給与手当」として取り扱われます！）

また、社会通念から見て、不相当に高額な食事も「給与所得」とみなされる
可能性がありますね。明確な基準がありませんが、1000円～1500円程度であ
れば指摘される可能性は低いと思われます。

深夜勤務者に支給する夜食はどうなるのでしょうか？

深夜勤務者とは・・・

正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌午前5時まで
に行う人

原則は一般的な取り扱いと同じと考えてよいでしょう。
ただし、調理施設を備えていない等、夜食を現物で支給することが著しく困
難な場合は、1回300円までを夜食代として現金で支給(給与に加算)しても
福利厚生費として扱えます。

とはいえ、現在はコンビニが全国に多く存在しており、現物支給が著しく困
難な状況は、考えにくいですね。

いずれにしても1回300円というのは現在の物価からして低すぎます・・・。

繰延資産を使うと節税できるって聞いたけど本当？

質問日 : 2009/05/05

会社を設立してまだ1年です。繰延資産をうまく使えば節税できるって聞いたのですが、よく分かりません。どういうことを指すのでしょうか？

節税の観点からは、繰延資産は便利すぎる資産！

回答日 : 2009/05/17

繰延資産って何なんでしょう？

繰延資産とは、簡潔に言うと、支出の効果が1年以上に渡る費用ですね。繰延資産には、商法上の繰延資産と税法上の繰延資産があります。商法上の繰延資産には、創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、建設利息の6つがあります。

税法上の繰延資産には、支出の効果が1年以上に及ぶ費用が該当し、償却方法も個々に定められています。

(建物を賃借するために支出する権利金や立退料や公共施設の負担金等)

繰延資産 = 節税！？

繰延資産が節税効果を生み出すといわれる理由はたった一言で表現できます。資産計上していたとしても、いつでも法人の経費にすることが出来る点です。例えば、設立初年度は開業に使った費用を「創立費」や「開業費」として資産計上します。第2期が業績好調だった場合、「繰延資産」として資産計上していた創立費や開業費を費用計上するのです。

経営状況に応じて損金に自由に計上することができるので、節税に役立つというわけですね。

従業員のために制服を購入。どう処理するの？

質問日 : 2009/05/05

従業員のモチベーションアップの意味で、この度制服を購入しました。
これはどうやって処理すべきですか？福利厚生費で大丈夫でしょうか？

仕事でしか使わない制服は福利厚生費で大丈夫です！

回答日 : 2009/05/15

仕事上必要な制服の制作代・購入代は福利厚生費です！

結論からいきましょう。

福利厚生費にできるか否かの基準は、外見からその会社の従業員であることが分かる類のものになります。

勤務場所以外で着用することがないような事務服や作業着であれば、福利厚生費にして問題はありません！

(普通は、作業や事務服には社名や会社のロゴが入ってますよね)

福利厚生費として処理するための方法

制服が仕事場以外でも着られるような場合、例えばジャケットやジャンパーや普通一般のスーツ等であれば、現物給与の扱いにされてしまいます。

でも、逆に、上記のようなジャケットやジャンパーやスーツに、会社のロゴマークが入っていれば、通常は、仕事のみで使用されることは推測できます。

だからこういった場合は、福利厚生費で処理も可能になりますね。

そうなんです。作業着であっても事務の仕事してそんな服でも、判定はなかなか難しいのが現状なんです。

そこで、一番無難な制服の手法は、やはり、服のどこかに、社名や会社のロゴマークを入れることです。

これさえ、できていれば、税務署に指摘されても反論ができますから。

住宅ローンは会社に借りるが一番と聞いた！本当？？

質問日 : 2009/05/05

サラリーマンです。この度結婚して家を買おうと思ってます。住宅取得資金は銀行より勤め先の会社で借りるのが一番と聞きましたが本当ですか？

会社から借りると利率 1%で大丈夫な場合もあります！

回答日 : 2009/05/13

会社からお金を借りる！これ最高！

法人が使用人に対して住宅取得資金を貸し付けている場合には、1%以上の利率で貸し付けていれば、使用人に与える利益は給与として課税されないという特例があります。

(1%に満たない利率で貸し付けている場合には、1%の利率と実際の貸付利率との差額が、給与として課税されます)

この特例は時限的です。最新情報は[国税庁](#)に確認しましょう。

条件を見ていきましょう！

使用人の範囲

使用人のうち使用人兼務[役員](#)又は事業主の親族などは含まれません。

住宅資金の範囲

住宅購入資金の他、新築や増築、床面積増加を伴う改築をする資金も含まれます。

使用人が銀行等から借りた住宅資金に対して、会社が利息援助を行う場合の利益の計算も、この1%の利率を基準に行います。

つまり、使用人の実質金利負担が1%以下なら、その差額は給与課税されるわけですね。

使用人が該当住宅に住まなくなった場合には、この特例の適用はありません。つまり実際に住むことが条件になります。[投資](#)不動産の取得の目的なら、例えばそれが住宅であっても住んでないのですから、この特例は適用されません！

一般貸付の場合は 4.4%

上記の住宅取得目的以外で、会社が社員に貸付する場合には、4.4%以上で貸していれば、銀行[金利](#)がいくらであっても、その差額に所得税が課税されることはありません。(給与課税されることはありません！)

なお、災害・病気で多額の生活資金が必要になった場合は無利息でも大丈夫です。(所得税法基本通達 36-28)

尚、この制度は[国税局ホームページ](#)に詳しいです。

知人に客を紹介してもらって3万円の御礼。経費？

質問日 : 2009/04/29

小さい会社を経営しています。知人にお客さんを紹介してもらいました。大きな案件だったので3万円を現金で紹介料として払いました。これって会社の経費に落ちますか？

内容によりますが、経費計上は可能です！

回答日 : 2009/05/09

結構色々な場面で支払うことになる「紹介料」

仕事やお客さんを紹介してくれた会社や個人に、「紹介手数料」を払う場合って意外にも突発的に多々発生したりします。

[不動産](#)賃貸や売買の際には、仲介会社に紹介手数料を支払いますね。

こんな感じで紹介者が不動産業者ならば相手も事業としてやってるので、[宅建](#)業法の規定通り報酬金額が計算され、仲介手数料として処理できます。

紹介者が一般人の場合は・・・

ただし、紹介してくれた相手が、友人・知人だったり、取引先の従業員だったりなんてこともよく起こりますよね。

この場合は、謝礼としての性格が強くなり、仲介手数料ではなくリベートとして扱われ、交際費認定される可能性があります。

こんな場合は、どうすればよいのでしょうか？

ある一定の要件を満たす場合(合理性があり、恣意性がないという場合)、交際費として処理せず、支払手数料として処理することが認められています。

以下がその要件です。

予め締結された契約に基づくものであること

提供情報、内容が契約で定められており、実際にその役務の提供を受けていること

役務の金額が内容にふさわしいこと

もちろん、書面で[契約](#)書等を交わすべきですね。

会社のカードでマイル溜まった！家族と旅行行ける？

質問日 : 2009/04/20

会社名義の[クレジットカード](#)で[マイル](#)が溜まったので、家族と温泉旅行にでも行こうかなと思っています。特に注意する点はありますか？

給与扱いにならないようにしなければなりません！

回答日 : 2009/05/03

法人名義で溜まったマイレージをプライベートに使うのは要注意！

[飛行機](#)の利用や買い物などで貯まる「マイレージサービス」。クレジットカードを利用する方にとっては非常に有難いものですが・・・このマイルの利用については、ちょっとした注意が必要なんですね。

法人名義のカードを利用して貯まったマイレージのリスク

法人で獲得したマイレージを個人使用した場合は給与と認定されるリスクがあります。例えば、社長が[家族旅行](#)の際利用したら、この行為は会社から社長に対する給与の扱いにされる可能性が非常に高いです。

法人名義のカードの利用で貯まったマイレージの処理

基本的にはポイントを使用した時点で雑収入として計上すべきです。そして、それに対応する形で、航空券と交換したなら旅費交通費勘定で処理します。得意先との接待に利用したのであれば「接待交際費」として処理するわけです。つまり雑収入の利益計上に対応して、旅費交通費等の損金計上でプラスマイナスゼロとなりますよね。

これは法人の業務遂行の範囲内でマイレージを利用するからこそ成せる技です。社長の家族旅行に使ったら、社長に対する「給与」になってしまい、もっと言うと、いわゆる役員賞与扱いとなり法人税法上の損金不算入の可能性があるのでありますね。

マイレージを発行する会社も増えていますよね

今まではマイレージの恩恵を受ける会社の話でしたが、マイレージやポイント
を発行する会社も増えてきていますね。これについては[国税庁のホームページ](#)
に指針が出ています。

概略は以下の通りです。

法人税の取扱い

法人税上のポイント累積残高に係る引当金計上は困難です(二つに限定されてます)。でも、ポイントの性格から、法人税基本通達 9-7-3《金品引換費用の未払金計上》の取扱いを解釈し、「即時使用可能型ポイント」については、発生、利用状況、残高管理、費用の合理的見積が呈示できる、のならば、未払金計上を認めて差し支えないというのが結論です。

消費税の取扱い

現在のポイントは色々な性格が混在しているため、
その発生、流通、利用等の各取引時点における対価性(無償取引)の有無と
その取引の性格から、ポイントの課否判定すべきと考えるべきだというのが
大まかな結論です。

ポイントの発生、発行、付与時は不課税

ポイントの流通(企業間や消費者間等)では、交換、売買ともに非課税。

ポイントの利用については

[景品](#)交換は不課税(景品の仕入れは課税取引)

商品券の交換は不課税(商品券利用時は課税取引)

[電子マネー](#)交換は不課税(電子マネー利用時は課税取引)

現金交換(キャッシュバック)は課税(対価の返還)

生命保険に加入したら節税できるのでしょうか？

質問日 : 2009/04/01

今期は会社で大きな利益が出ました。生命保険の営業の方が節税になるからと、保険料の支払いを求めています。これって本当に節税になるのでしょうか？

生命保険の種類によっては節税効果はゼロです！

回答日 : 2009/04/18

生命保険には色々な種類があります

まずはそれぞれの[生命保険](#)毎に見ていきましょう。

養老保険の保険料

[養老保険](#)とは、満期又は被保険者の死亡によって保険金が支払われる生命保険です。法人が契約者、役員(使用人)を被保険者とする養老保険の保険料。

死亡保険金及び生存保険金の受取人 = 法人

保険料は、保険契約が終了する時まで損金の額に算入されず、資産計上。

死亡保険金及び生存保険金の受取人 = 被保険者又はその遺族

保険料は、被保険者(役員又は使用人)への給与。

死亡保険金の受取人 = 被保険者の遺族、生存保険金の受取人 = 法人

保険料の額のうち、2分の1に相当する金額は により資産に計上、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ただし、特定の役員又は使用人を被保険者としている場合には、この残額部分はそれぞれ役員又は使用人に対する給与になります。

定期保険の保険料

[定期保険](#)とは、一定期間内に被保険者が死亡した場合のみ保険金が支払われる生命保険で、養老保険のような生存保険金の支払はありません。

法人が契約者、役員(使用人)を被保険者とする定期保険の保険料。

死亡保険金の受取人 = 法人

保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。

死亡保険金の受取人 = 被保険者の遺族
保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。
(特定の役員又は使用人を被保険者としている場合には、その保険料は彼らへの給与)

定期付養老保険の保険料の取扱い

定期付養老保険とは、養老保険を主契約とし定期保険を特約として付加したものです。法人が契約者、役員(使用人)を被保険者とする定期付養老保険の保険料。

保険証券などにおいて定期保険の保険料と養老保険の保険料に区分されている場合

定期保険の保険料について

- 1：死亡保険金の受取人が法人の場合
保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。
- 2：死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合
保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。
(特定の役員又は使用人を被保険者としている場合、保険料は彼らへの給与)

養老保険の保険料について

- 1：死亡保険金及び生存保険金の受取人が法人の場合
保険料は資産に計上します(損金計上できません！)。
- 2：死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合
保険料は被保険者に対する給与となります。
- 3：死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で生存保険金の受取人が法人の場合
保険料の額の2分の1は資産に計上、残額は期間の経過に応じて損金に算入。
(特定の役員又は使用人を被保険者としている場合、保険料は彼らへの給与)

定期保険の保険料と養老保険の保険料とに区分されていない場合
保険料の全額を養老保険の保険料とみなして処理します。

<注意！>

傷害特約等の特約がある場合は、

その特約部分の保険料を期間の経過に応じて損金算入できます。

ただし、特定の役員又は使用人を「特約に係る給付金の受取人」としている場合、

特約部分の保険料は彼らへの給与となります。

給与とされる保険料は、各人の生命保険料控除の対象となります。

社長が辞めた！役員退職金ってどうやって計算する？

質問日 : 2009/03/29

この度創業者である社長が引退することになりました。退職金を払うのですがあまり高く払うと問題があると聞きました。どうやって計算すればいいでしょうか？

役員退職金は高すぎると費用計上できません！

回答日 : 2009/04/11

役員退職金はどうやって計算する？

役員退職金については、基本的には会社の経費とする事ができます。ただし、「不相当に高額な部分」は経費にすることができません。

ここで、「不相当に高額な部分」とは何かが問題になりますね。税法では、「従事した期間、退職の事情、同業他社の支給状況に照らし」相当額を超える部分とされています。

でも、これでは抽象的すぎます。

そこで、実務上一般的には「功績倍率法」が用いられる場合が多いです。

「功績倍率法」は、以下の算式により求められます。

＜退職時の報酬＞ × ＜勤続年数＞ × ＜功績倍率＞

一番の問題は、「功績倍率」ですね。

これに決まった数値はありませんが、代表取締役で2~3、

平取締役だと2以下が一般的のようです。

(この数値も絶対的ではないので、状況によっては税務調査で否認されます)

例えば、月給100万円、勤続20年の社長の場合ですと、

100万円 × 20年 × 3(功績倍率) = 6,000万円が、経費として計上できる上限となります。

つまり、これ以上の金額部分は会社の経費にならないということです。

役員退職金を払う際の注意点は？

支給することが確定した日、又は実際の支給日を含む事業年度で損金経理していること。

役員退職金規程を作り、功績倍率を決めておくこと

月額報酬はなるべく高くしておくこと。

役員退職金の支払が、定款、株主総会及び取締役会の決議に基づいていること。

退任後は、完全に第一線から退くこと。

難しければ、代表権のない会長等に就任させ、報酬額は退任直前の半分以下とすること。

兼務役員の退職金はどうなる？？

社員兼務役員の退職金は、

社員退職金として支給する部分と 役員の退職慰労金として支給する部分の2種類を合算する必要があります。

給与支払いの時点で明確に区別されていれば問題はありませんが、そうでない場合は個々の算定基礎額の割合を会社が決定する必要があります。実務上は、社員分7割、役員分3割程度が一般的です。(勿論絶対ではありません)

前述した<功績倍率>は、1.2~1.5程度が一般的といえるでしょう。

決算賞与(ボーナス)払うと節税？

質問日 : 2009/03/27

今年は会社の利益がすごく出ました。ひとえに従業員のおかげなのでボーナスを払いたいのですが、うまく節税できないでしょうか？

うまくボーナスを払えば節税になります！

回答日 : 2009/04/04

条件を満たして[ボーナス](#)を払いましょう

利益が出たときの決算賞与の「損金計上」要件は以下です。

事業年度終了までに従業員全員に支給額を伝える！(全員！)

翌事業年度の最初の1ヶ月以内に支給する！

決算賞与の額を未払金として費用計上する(会計上)！

通常の場合の従業員賞与は、「支給日の属する事業年度」で損金処理します。但し、上記のように一定の要件を満たすものについては、未払計上できるんです。

<注意！>

については、証拠を残しておくのが無難ですね。

例えば、支払通知書を従業員に交付し確認印を受領する等、通知した事実を後日証明できるような対策は講じておきましょう。

決算賞与に似た節税対策！

決算賞与に似ている節税対策として「[社会保険料](#)」が挙げられます。

通常、社会保険料は当月分の保険料が翌月末に支払われますよね。

つまり、決算月の社会保険料は翌期の最初の1ヶ月目の末日に支払われることとなります。

ほっておけば、決算月の社会保険料の会社負担分は翌期の費用となります。
しかしです。

社会保険料は当月末日で支払義務が確定するんですから、
決算で「決算月の社会保険料の会社負担分」を未払計上してしまえば、
会社の損金とすることができるんです！

しかし、決算賞与に係る社会保険料は・・・

上記のようにそんなにうまく未払計上できないんです。
なぜならば、社会保険料は当月末日で支払義務が確定するので、
決算賞与の場合、「支払った月の末日」(つまり翌期の1ヶ月目末日)
でなければ未払計上できないんです。
これはちょっと注意が必要です。

出張手当 = 税金なし？無税？

質問日 : 2009/03/12

以前、出張手当をうまく使えば節税できると聞きました。
具体的にはどういうことなのでしょう？

出張手当は大きな節税効果があります

回答日 : 2009/03/20

[出張](#)の多い会社は「[出張](#)手当」を支給することによって
思った以上に大きな節税が可能です。

この[手当](#)は実質的なポケットマネーであるにもかかわらず、
個人の所得税の対象にはなりません。

法人税の損金算入可能です！

[福利厚生](#)費等の勘定で処理していることが多いですね。

[福利厚生](#)費以外でも勘定科目使用の場合も勿論多いです。

消費税の課税対象です！

あくまで業務遂行に関わる分のみです。個人旅行等の場合の日は
給与認定されますので、注意が必要です！

<条件>

[出張](#)手当を経費にするには、社内で「旅費規程」を作成する必要があります。
旅費規程の中で、役員や従業員の[出張](#)に際して、手当を支給する旨の規定を設
けます。業界によって相場も異なるようですが、役員で2万円程度、従業員で1
万円程度が多いようですね。

<事例>

高い役員報酬の[経営者](#)等の所得税の税率は40%もかかってきます。
住民税も合わせると50%を超えてしまいますね。例えば、こういう経営者に100
万円分の給与を上乗せしたら50万円は所得税でもっていかれます。ところが、
この100万円が旅費手当だったら、所得税はかからないので、100万円が全て
手元に残るんですね！

クレジットカード使うと節税にならないと聞いたが本当？

質問日 : 2009/05/15

飲食業の店舗を6つ展開している株式会社です。クレジットカードでの売上も多いのですがクレジットカードを使うと税金が増えると聞きました。本当？

クレジットカードの手数料があるので、払う消費税は増えます

回答日 : 2009/05/26

クレジットカードの手数料

[クレジットカード](#)で代金を受け取った飲食店等のお店は、その代金の**債権**をクレジットカード会社に譲渡し、クレジットカード会社は消費者から代金を回収し、回収手数料を差し引いて一括してお店に支払います。

クレジットカード会社は購入した請求権の代金としてお店にお金を一定期間分まとめて支払うわけですが、この時、クレジットカード会社からは手数料を引かれて入金されます。この、「債権買い取りにおける手数料」は消費税は非課税です。(つまり、飲食店がクレジットカード会社に支払う回収手数料は、消費税の仕入税額控除はできないということです)

クレジットカードの年会費

クレジットカード年会費は、カード会社から様々なサービスを受けることの対価といえるので、消費税の対象取引です。(消費税はかかります)

また、年会費には[海外旅行](#)保険の保険料も含まれているようですが(通常の保険料は非課税)、この契約はカード会社と保険会社との契約で、カード利用者と保険会社との直接の契約ではないので、年会費全額に消費税がかかることに変わりはないでしょう。

クレジットカードからポイントもらった！

クレジットカード会社からポイント還元という事で現金がキャッシュバックされた場合、消費税は不課税になります。

消費税課税取引の要件である「資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること」を満たさないからですね。

何かの物を譲渡したわけでもなく、何らかのサービスをしたわけでもありません。だから「不課税」となるわけです。

クレジット会社からの請求書について

クレジット会社を利用した消費者には「請求明細書」が送られてきますよね。消費税と関連して、是非知っておくべき事項を記述します。

クレジット会社からの請求明細書には利用した相手先は記載されているが、内容までは書かれていません。つまり、この「請求明細書」は消費税法上の「請求書等」には該当しないということになるんです！もっと言うと、税務調査が来て、この明細を提出しても効果なし！「飲食等に係る消費税」を仕入税額控除するための要件を満たさないことになるんです！これは大注意です！

対策としては・・・

クレジットカード利用の際にお店が発行した「ご利用明細書」等がありますね。これが消費税法の請求書等に該当します。

仕入税額控除するためには、この「ご利用明細書」等を保管しておく必要があります。留意が必要です。

ちなみに・・・

クレジットカードで支払った3万円以上の領収書でも、カード利用と明記されていれば、[印紙](#)は不要ですよ。

商品券・ビール券を購入した時消費税はどうなってる？

質問日 : 2009/03/25

贈答用に商品券・ギフト券・図書券を買いました。
これって消費税は払ってるんでしょうか？会計処理は？

買った時非課税、売ったとき課税です！

回答日 : 2009/03/31

では、[商品券](#)や[ビール券](#)はどうなるのでしょうか？

商品券の類は、かなりの種類がありますね。

商品券、[ギフト券](#)、ビール券、[テレフォンカード](#)、[図書券](#)、映画入場券、[プリペイドカード](#)等、

これらは、税法上「物品切手」という扱いになります。

結論から言うと、「物品切手」は、買った時は非課税、売ったときに課税となります。

ビール券を買ったときに消費税が課されて、ビール券でビールを買ったときにも課されるならば、二重に消費税がかかってしまいますね。これを避けるために、「物品切手」については、買った時非課税、売ったとき課税としています。(但し、商品券で非課税の商品を買った場合等は課税にはなりません！)

印紙や証紙と違うのは・・・

指定場所と違う場所(例えば、[金券ショップ](#))で購入した場合でも、非課税取引。

切手と違うのは・・・・・・

切手の場合、継続適用を条件として「買ったとき」に課税にしていることが多いのですが、そもそも商品券等は、贈答用の目的が多く、切手とは性質が異なりますね。(券を購入して贈答までの流れの中に、「物・サービスの交換」という概念が出てこない)ですので、購入時に課税取引とする場合は少ないと思われます。

医者に行っても消費税はかかるの？

質問日 : 2009/04/25

この前医者に行きました。保険のかからない治療を受けたんですが消費税が含まれていました。医者も消費税がかかるんですか？

保険のきく治療ときかない治療で異なります！

回答日 : 2009/04/28

消費税がかかるシーンを考えましょう

事業者が行う取引で
国内取引で
資産の譲渡等で
非課税取引や免税取引でないもの

これが消費税の基本です。

これを具体化することで、消費税の課税対象か否かが実は分かる仕組みになっています。

給料に消費税はかかるのか！？

かかりません！

給料を受け取る人はサラリーマンであって事業者ではないからです。

逆に法人と顧問契約を締結している税理士事務所の顧問報酬は消費税が発生します。税理士事務所は事業者だから、ですね。

自動車を車検に出した場合の消費税は？

[車検](#)費用は一括で10万円とか20万円とかまとめて請求が来ますね。

でも、消費税上は車検費用を一括りにするのはちょっと問題があります。

整備費用、部品代、部品取替費用等には消費税が課されていますが(資産の譲渡なので)、[陸運局](#)に支払う[自動車税](#)や印紙については消費税が課されていません。

住民票や印鑑証明書の発行手数料はどうか？

[住民票](#)や[印鑑証明書](#)の発行は消費税法上、非課税取引として扱うルールになっています。「消費に負担をもとめる」税としての性格から課税対象とすることになじまないものや、社会政策的な配慮から非課税取引が存在します。

消費になじまないものの例は以下となります。

土地の譲渡、貸付

[社債](#)、[株式](#)の譲渡、支払手段の譲渡

利子、保証料、保険料など

郵便[切手](#)、[印紙](#)などの譲渡

[商品券](#)、プリペイドカードなどの譲渡

住民票、[戸籍謄本](#)の発行などの行政手数料

社会政策的配慮に基づくものって・・・??

社会政策的配慮に基づくものの例は以下となります。

社会保険医療など

一定の社会福祉事業など

一定の学校の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料

[助産](#)

[埋葬料](#)、火葬料

一定の身体障害物物品

教科書図書

住宅家賃

歯科医で保険のきかない治療を受けたとしましょう！所得税法上の医療費控除では、保険がきく・きかない関係なく、[虫歯](#)の治療は医療費控除の対象、美容矯正目的の治療は医療費控除の対象外でした。

ところが、消費税法上は全く話が異なります。

保険のきく治療 = 社会保険医療 = 消費税の非課税取引

保険のきかない治療 = 社会保険医療ではない = 消費税の課税取引

となるんですね！

学校の授業料って消費税かかるの？

質問日 : 2009/03/20

株式会社を営んでいる者です。従業員の能力向上のために[資格](#)学校に通わせるつもりです。この授業料は、消費税の課税対象になりますか？

どの学校なのか、どんな内容なのかによって変わります

回答日 : 2009/03/25

消費税の概念を考えてみましょう。消費税は商品販売やサービス提供等、あらゆる取引を課税対象としていますよね。

この観点から考えると、学校の授業料はサービス提供として全て課税されるはずですが。

でも、学校教育という視点 = 社会政策的配慮から非課税取引になる場合があります！

まず、非課税取引となるための前提条件を見ていきましょう！

非課税となる可能税のある「学校」の範囲は、

学校教育法に規定する学校

専修学校

以下の6要件すべてに当てはまる学校です。

修業年限が1年以上であること！

1年間の授業時間数が680時間以上であること。

教員数を含む施設等が生徒数から鑑みて十分であること。

一定の時期(年2回以内)に授業が開始され、終期が明確に決められていること。

学期毎(年毎)にその成績の評価が行われ、表簿などに登載されていること。

成績に基づいて卒業証書(修了証書)が授与されていること。

つまりは、普通の学校じゃないと非課税の可能性はないってことですね。。
学習塾や茶道等のカルチャースクールは当てはまりません(つまり課税取引！)

でも、非課税の可能性のある学校であったとしても、
全取引が非課税になるわけではありません。

非課税となるのは

授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明書等手数料、検定済
教科書等。 教材代、教員代などは課税の対象となります！

交通費には所得税がかからないと思ってたけど本当？

質問日 : 2009/06/29

[プラスチック](#)の[コップ](#)等を製造している[メーカー](#)のOLです。いつも会社から給料とは別に交通費を貰ってます。これには[所得税](#)がかからないと思っていたのですが間違ってますか？

非課税の枠を超えると交通費でも課税されます！

回答日 : 2009/07/13

[電車](#)や[バス](#)で通勤する人の場合

限度額は1か月当たり100,000円。しかも、最も合理的な経路で通勤した場合の計算で求めなければなりません。(新幹線はOKですが、[グリーン](#)料金は除かれます)

マイカー通勤の人の場合

< [マイカー](#)通勤の非課税限度額は以下の通りです：片道の通勤距離 >

2km 未満

全額課税されます

2km ~ 10km

4,100 円

10km ~ 15km

6,500 円

15km ~ 25km

11,300 円

25km ~ 35km

16,100 円

35km ~ 45km

20,900 円

45km ~

24,500 円

マイカーと電車とバスを使う人の場合

+ で求めますが、1か月当たり10万円が限度となります。

電車等の交通機関を利用する場合の1か月の通勤定期券などの金額

マイカー等を使って通勤する場合に定められる非課税となる限度額(上記
です)

会社の顧問に源泉引いて報酬払ってくれと言われた。

質問日 : 2009/04/21

[公務員](#) O B に会社の顧問になってもらってます。毎月報酬を払っているのですが、ある日「源泉所得税を差し引いて報酬を払ってほしい」と言われました。これは義務でしょうか？

義務ではありません。義務のある対象は決まっています

回答日 : 2009/04/30

源泉徴収の対象となる例をみていきましょう！

[原稿料](#)や講演料

[弁護士](#)、[公認会計士](#)等の特定の資格を持つ人に支払う報酬

社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬

プロ[スポーツ](#)選手、[モデル](#)や[外交員](#)などに支払う報酬・契約金

[芸能人](#)に支払う報酬・料金

[ホステス](#)・[コンパニオン](#)等に支払う報酬

源泉徴収っていくらぐらい払うの??

払うケースにもよりますが、公認会計士等への報酬や原稿料は以下の式で計算されます。

100万円以下の場合 : 10%

100万円超 の場合 : 100万円を超えた部分 × 20% + 10万円

源泉所得税を利用した節税方法とは？

所得税法では、支払金額が 100 万円を超えるか否かは「1 回の支払額」で判断します。

つまり、例えば 150 万円の報酬を 1 回で払うか半分ずつを 2 回で払うか、で所得税額が変わってくるんですね。

150 万円を 1 回で払うと、 $50 \text{万円} \times 20\% + 10 \text{万円} = 20 \text{万円}$

150 万円を 2 回で払うと、 $(75 \text{万円} \times 10\%) \times 2 \text{回} = 15 \text{万円}$

分割して払うことで、所得税が安くなる、これは頭に入れておいて損はありません！

会社に内緒でアルバイト！ばれるかな？

質問日 : 2009/03/29

アルバイトは会社で禁止されていますが、会社の休日にアルバイトをしています。バレないようにできる方法がありますか？

バレない可能性をゼロにはできません！

まず、年末調整を理解しましょう

年末調整とは・・・

会社が従業員(正社員も[アルバイト](#)も含む)について
各従業員を在住している市区役所ごとにまとめて
翌年の1月末日までに
総括表という書類に添付し
給与支払報告書という書類を各市町村に提出します

総括表は、
各市区役所に「我々の従業員でああなたの市に住んでいる者は 人です」
と示す書類です。

給与支払報告書は
「この者の給与は 円なので、来年徴収すべき住民税を教えてください」
という書類です。(給与支払報告書は源泉徴収票と全く同じ内容)

税務調査では「全従業員の給与支払報告書が漏れなく提出されていること」が重要なポイントの一つなので、会社はしっかり漏れなく行わなければならない
手続です。

二箇所以上から給料や収入がある場合は・・・

正社員であってもアルバイトやパートであっても給与支払報告書の発行は必要です。つまり二箇所給与の場合、その二つの会社から給与支払報告書が役所に届きます。（複数の給与受給者は確定申告の対象者になります）

給与収入以外の収入がある人も発想は同じです（通常、確定申告の対象者ですね）。この場合でも、確定申告書の一部が税務署経由で地方自治体に送られる仕組みになっているので、その人の給料の総合計額は各市町村は掴むことができるんですね。（確定申告しなかった場合、支払側が「支払調書」を提出しているの、バレます・・・）

翌年の5月か6月頃に受け取るものでバレル！？

住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）という書類を各従業員は会社経由で各市町村から受け取ります。（通常会社勤務の方ですと、特別徴収といって会社が従業員の代わりに、毎月の給料から住民税を徴収して、翌月の10日までに納める仕組みです）

これには、「月別の徴収金額」が記載されているんですね。
実はコレ、会社には2通届いています。（納税義務者用と特別徴収義務者用）

「所得の給与収入」の欄にはその人の源泉徴収票の合計金額が記載されているので、会社の総務担当者が「メインで働いている会社以上の金額」を見ると、気づかれる可能性はありますね。

また、納税者本人が直接納付する方法（普通徴収）も可能ですが、総務担当者は「そうしてそんなことするの？」って思うかもしれません。

各市区役所からの問い合わせが会社に直接ある可能性もゼロではありません。

給与収入以外の収入についての住民税は、「普通徴収」にすれば、会社にバレる可能性を少なくすることはできます。でもゼロではありません。

中小企業の社長には税金ゼロの退職金制度がある？

質問日 : 2009/03/28

中小企業の社長には、小規模企業共済という所得税ゼロの退職金制度があると聞きましたが本当でしょうか？

小規模企業共済。中小企業の経営者は知るべきです！

回答日 : 2009/04/07

税金ゼロという認識とは少し違いますが、中小企業の社長にはかなりお得な退職金の積立制度があります。これは絶対に知っておくべき制度です。

小規模企業共済とは・・・

会社が儲かって役員報酬も上がる・・・

いいことなのですが、役員報酬が上がると所得税率も高くなり、法人税は減っても所得税は膨らむ・・・

そういう現象は本当によくあります。

これを一撃で打破する手法として挙げられるのが、「[小規模企業共済](#)」です。イメージを一言で言うと、「会社社長の[退職金積立](#)」といったところでしょう。

役員報酬の一部を「[中小企業基盤整備機構](#)」に払う。

(月々1,000円～70,000円までの範囲内で自由に選べます)

で、引退時等に、この掛金+ が戻ってくる仕組みです。

この制度の美味しいところは2つ

一つは「掛金が所得控除できる」点！！

(年間で最大84万円までなら全額所得控除できてしまいます！)

もう一つは、戻ってきた金額が「退職金」として課税されるので税金が安い！

どれくらい得なのでしょう？？

例えば月額 100 万円 = 年間 1,200 万円の役員報酬を取っている会社社長が 20 年間払った場合を考えてみましょう。毎月 7 万円の小規模企業共済に入れば個人にかかる税金は毎年約 20 万円安くなります。

これが 20 年間続けば単純に 400 万円の税金が安くなるわけです。

退職時に約 1,850 万円が返ってくるわけですが、この 1,850 万円に対する税金は約 60 万円。つまり、差額の 340 万円の節税になるということですね！

(ちなみに、戻ってくるお金 = 共済金は 6 ヶ月以上掛けていなければ掛け捨て)

加入資格は？？

会社の役員

常時使用する従業員が 20 人 (商業とサービス業で 5 人) 以下の個人事業主 (20 人には家族や臨時従業員は含まれません)

(加入後に従業員が増えても共済契約は継続できます)

どういうときにお金は戻ってくるの？

これは気になりますね。詳細はかなり細かいのですが、要約すると以下になります。

6 か月以上掛金を払い込んだ場合 (6 か月未満の場合は掛け捨てです！)

- ・個人事業をやめた時や法人の解散により役員を退任する時に共済金 A が入ってきます。
- ・疾病・負傷により役員をやめたときには共済金 B が入ってきます。

12 か月以上掛金を払い込んだ場合 (12 か月未満の場合は掛け捨てです！)

- ・個人事業を配偶者や子に譲ったときや役員が疾病・負傷・死亡・解散以外の理由で退職したとき (役員の改選や任期満了等) には準共済金が入ってきます。
- ・任意解約したとき解約手当金が入ってきます。
(解約手当金はおそよ払込額の 80% ~ 120% 相当額ですね)

障害者を初めて雇うと 100 万円プレゼント？

質問日 : 2009/06/21

従業員 100 名の中小企業です。この度、単純作業業務で障害者の方を雇う計画です。この場合、100 万円がプレゼントされると聞いたのですが条件はあるのでしょうか？

障害者初回雇用奨励金に該当すれば 100 万円もらえます！

回答日 : 2009/06/26

障害者初回雇用奨励金って何でしょうか？

[障害者](#)雇用の経験のない中小企業(56～300人規模)が初めて
[身体障害者](#)、[知的障害者](#)、[精神障害者](#)を雇用した場合に支給されます。

受給できる事業主の条件は??

以下の(1)から(6)までのいずれにも該当する事業主です。
(一部割愛しています)

雇用保険の適用事業の事業主で、常用労働者数が56人～300人の事業主であること。

(労働者数の計算方法は細かいです！)

平成21年2月6日以降、以下の労働者(65歳未満限定)を[公共職業安定所](#)の紹介により、
一般被保険者として1人以上雇い入れ、かつ、奨励金の支給後も引き続き雇用すること。

身体障害者

知的障害者

精神障害者

過去3年間に上記の労働者について雇用実績のないこと。

雇い入れ日の前後6ヶ月間において、事業主の都合で離職させていないこと。

過去3年の間に雇用した者を、再び同一事業所に雇い入れていないこと。

事業主と密接な関係にある対象労働者を雇い入れていないこと。

対象労働者に対する賃金を支払期日までに支払っていること。

安定所の紹介時点とは異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者が不利益になるような状況になっていないこと。

前々年度以前に労働保険料の滞納がないこと。

いくら貰えるの??

対象労働者1人目を雇用した場合にのみ、100万円が支給されます。
(精神障害者である短時間労働者の場合は、2人以上の雇用をもって1人とみなされます)

手続はどうなってるの??

労働局長に、雇入れ日の6ヶ月後から起算して1ヶ月以内に必要な書類を添えて障害者初回雇用奨励金支給申請書を提出することが必要です。

<添付書類> (他にも必要になる場合があります)

賃金台帳

出勤簿

対象労働者であることを証明する書類

雇用契約書

対象労働者雇用状況等申立書

障害者の雇用実績の有無を確認する資料

常用労働者数が56人~300人であることを確認するための書類

母子家庭の人や 60 歳の人を雇うと助成金がもらえる？

質問日 : 2009/06/20

設立 5 年目の会社経営者です。先日ハローワークから、母子家庭の母親や 60 歳の高齢者を雇ってみたいかと言われました。助成金がもらえるからとのことですが、本当でしょうか？

60 ~ 64 歳の高齢者、母子家庭の母、障害者を雇うと助成金！

回答日 : 2009/06/24

特定就職困難者雇用開発助成金って何でしょうか？

障害者や 60 歳 ~ 65 歳未満の高齢者、[母子家庭](#)の母等の就職困難者を[ハローワーク](#)又は有料・無料の職業紹介事業者の紹介によって継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に、助成金が支払われる制度です。

助成金額はいくら??

6 ヶ月毎の支給対象期に分けて支給されます。

(中小企業の定義は業種により異なります。出資額 5 千万円以下、従業員 50 人以下等)

< 支給例 >

高齢者(60 歳以上 65 歳未満)、母子家庭の母等

合計 50 万円(中小企業は 90 万円)

支給期間は 1 年。

第 1 期 25 万円・第 2 期 25 万円

但し、中小企業は 45 万円ずつ。

身体・知的[障害者](#)

合計 50 万円(中小企業は 135 万円)

支給期間は 1 年(中小企業は 1 年 6 ヶ月)

第 1 期 25 万円・第 2 期 25 万円・第 3 期 0 万円

中小企業は 45 万円×3 期。

受給できる事業主の条件は??

以下のすべてに該当しなければなりません。(他にもあります)

対象労働者をハローワーク又は適正な有料・無料の職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れること。

助成金受給終了後も雇用保険の一般被保険者として引き続き相当期間雇用すること

対象労働者と事業主が密接な関係がないこと

対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主都合による従業員解雇をしてないこと

出勤状況及び賃金支払状況等を示す書類を整備・保管・提出できること

受給するための要件とは???

以下の全てを満たすことが要件です!(他にもあります!)

対象労働者がハローワーク等の紹介以前に雇用されていないこと

助成金支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇されていないこと

雇入れ日前日から過去3年の間に雇った同一人を再び同一事業所に雇い入れないこと

対象労働者への賃金を期日までに支払っていること

ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇入れていないこと

対象労働者に対し労働条件に関する不利益や違法行為がないこと

労働関係法令違反等を行っていないこと

労働保険料を滞納していないこと

不正行為がないこと

社長や役員には労災保険がないって聞いたけど本当？

質問日 : 2009/04/25

中小企業の経営者です。従業員が 30 人程います。経営者である私は、労災保険には入らないと聞いたのですが、何とかならないものなのでしょうか？

原則: 経営者は労災保険には入れませんが...

回答日 : 2009/05/21

労災保険の中身、ご存知ですか？

法人の経営者は原則的として[労災保険](#)には加入できません。

ご存知でしたか？（中小事業主、法人の役員、家族従事者等もそうです！）

って考えると、経営者が労災に遭った場合には、保険適用は全くないということでしょうか？

結論から言うと、そんなことはありません。

個人事業の場合

[国民健康保険](#)が適用されます。

国民健康保険は、「被保険者の疾病、負傷...」に対して保険給付を行うという規定になっています。つまり、原因が労災であろうと私傷病であろうと、どっちであっても保険の対象となるわけです。

法人の経営者の場合です。

法人の経営者は、健康保険に加入していますよね。

でも、健康保険は「私傷病」に対して保険を給付する制度なんです。

つまり、労災による負傷や病気は対象外となるんですね。

ちなみに、会社にお勤めのサラリーマンの方は、

私傷病は健康保険、労災は労災保険でカバーされます。

つまりです。

サラリーマンの場合は、異なる 2 つの保険制度によって

仕事・プライベートの両方の分野がうまくフォローできてるんですね。

中小企業経営者は特別に労災保険に加入できる！

中小企業事業主などには労災保険に特別に加入できる制度(特別加入制度)が設けられています。

特別加入できる「中小事業主」の要件

金融、保険、不動産、小売業、サービス業：従業員 50 人以下

卸売業：従業員 100 人以下

その他の事業：従業員 300 人以下

労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している者

特別加入のためのその他の要件【従業員がいる場合】

その会社自体が労災保険の適用事業所である必要があります。

(自分一人だけの会社の場合は特別加入は無理なんです！)

労災保険の加入を希望する特別加入者は、労働保険事務組合等に労働保険事務の処理を委託し、特別加入申請手続きを労働保険事務組合等が行い、都道府県労働局長の承認を得る必要があります。

中小事業主等の特別加入の対象者

法人の代表者

法人の代表者以外の役員（雇用保険に加入等、労働者扱いの人を除く）

個人事業主（従業員を使用している場合に限る）

個人事業主の家族で、当該事業に従事している方

一人親方（一部）

海外派遣者(通常労災保険は国内適用のみ)

< 注意 >

特別加入する際は、特別加入の対象となる方を全員が加入する必要アリ！

但し、事業に従事していない役員等は、加入する必要はありません。

労災保険の特別加入は、中小企業経営者にとっては有難い制度ですが、健康保険の穴を完全にカバーしてくれるわけではないんです。

(もともと労働者保護の制度なので、経営者用としては不十分な点あり)

一人親方等の特別加入は、中小事業主と違って労働者がいないので保険関係は成立していません。一人親方等は、その人が加入している団体を適用事業とし、その人を団体に使用される労働者とみなして、団体ごとに特別加入することになります。尚、労働事務組合への委託は、中小事業主等と違い特別加入の要件ではありません。

特別加入者への保険給付

以下のように一般の労働者とは少し異なる保険給付の内容になります。

特別加入者は、加入申請のときに業務内容を届出なければならず、災害を被った場合、その災害の認定も届出た業務内容の範囲において行われます。中小事業主の場合、株主総会・役員会・各団体の会議への出席やその用務並びに所定時間外の特別加入者だけの仕事に係る災害について、災害認定はされないこととなります。

特別加入者の通勤災害は、個人[タクシー](#)業者・個人貨物運送業者・家内労働者とその補助者には適用されません。

特別加入者に支給される特別支給金は、「ボーナスを対象としている支給金」以外のものに限られます。

海外派遣特別加入者について、派遣先の国の労働保険等から給付を受けても、日本の労災保険給付との間では調整はされません。

介護保険ってよく聞くけど何??みんな入ってるの?

質問日:2009/03/25

介護保険ってよく聞くけどイマイチよく分かりません。介護保険料は誰がどうやって払ってるんですか?

40歳がキーワードです!

回答日:2009/04/03

そもそも介護保険制度とは.....

[介護保険制度](#)は、40歳以上の人全員を[被保険者](#)(保険加入者)とした、市町村が運営する、強制加入の公的[社会保険](#)制度を言います。

つまり、40歳になると保険料を納めて、介護が必要と認定されたときに、費用の一部(原則10%)を支払って介護サービスを利用できるようになるわけです。

介護保険制度の特徴は、従来の行政サービスを受けられる類とは違って、利用者が直接介護サービス事業者と契約をしてサービスを受けられる点にあります。

どんな人がサービスを受けられるのか.....

介護保険制度では、被保険者は二つに分けられます。

第1号被保険者:65歳以上の人

第2号被保険者:40歳以上65歳未満の人で、医療保険に加入している人

どんな人が保険料を払うのか.....

65歳未満の人の介護保険料

40歳から65歳未満までの介護保険料は、公的医療保険([健康保険](#)・[国民健康保険](#)・[共済組合](#)など)の保険料と一緒に、一括して徴収されます。

保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

国民健康保険加入者の介護保険料

保険料は各市区町村によって、所得や資産等に応じて、料率等が異なります。
[世帯主](#)が、世帯員の分も負担します。

全国健康保険協会管掌健康保険加入者の介護保険料

料率は年度によって変わります。会社勤めの人々の保険料は労使折半となります。サラリーマンの配偶者等、被扶養者の分は原則として被保険者が皆で分担しますので、個別に保険料を納める必要はありません。

健康保険組合の健康保険加入者の場合

各健康保険組合によって異なります。

65歳以上の人々の介護保険料

65歳以上の人々は、公的年金から天引きをする方法と、納付用紙や口座振替などで支払う方法があります。介護保険料は、各市区町村によって異なります。所得段階で1～6程度に区別され(地域により異なる)、その段階毎に料率は異なります。市町村民税が世帯全員課税か否か、生活保護受給者か否か、年金を含めた所得額が80万円を超えるかどうか等の区分によってこの段階は変わるので、各個人によって介護保険料は変わりますね。

老齢・退職[年金](#)が年額18万円以上の人々は年金からの天引きとなります(特別徴収)。年額18万円未満の人々は、市区町村から送られる納付書によって、銀行・コンビニ払いと口座振替の2種類から選択できます(普通徴収)。

健康保険は誰が扶養になるの？

質問日 : 2009/02/25

私はサラリーマンで、妻も両親も子供も一緒に住んでいます。
この場合、誰が私の扶養家族になるのでしょうか？

被扶養者になれる親族の範囲は所得税とは違います！

回答日 : 2009/02/27

親族が被扶養者として認定されると、
保険料を払うことなく保険給付を受けることができます。
だから、「被扶養者の範囲」はしっかり知っておきましょう！

被扶養者になれる親族の範囲は、次の通りです

生活の面倒を見てもらっている次の人

- 1)直系尊属（父母、祖父母など）
- 2)配偶者（内縁関係を含む）
- 3)子・孫および弟妹

同居し、かつ、生活の面倒をみてもらっている次の人

- 1)3親等以内の（上記以外の）親族
- 2)内縁関係にある配偶者の父母及び子

扶養しているとみなす収入の認定基準は、次の通りです。

同居している場合

その親族の年間収入が130万円未満（公的年金が受給できる人は180万円未満）

かつ

本人の年間収入の半分以下

別居している場合
その親族の年間収入が 130 万円未満（公的年金が受給できる人は 180 万円
未満）
かつ
本人からの援助額以下

<注意！>

年間収入とは、所得税のようにいつからいつまでという期間はありません。

恒常的な収入がなくなった時点で、扶養に入ることができます。
（ただし、失業給付をもらっているときは、働く意思がある =
生活の面倒を見てもらうつもりはないとみなされ、扶養に入れません。）

16 歳以上 60 歳未満の人（配偶者及び高校生を除く）は、
扶養に入れる手続の際、「在学証明」「住民税の非課税証明書」「住民票」等
の書類を添付しなければならないのでこれも注意が必要です！

親から借金してマンション購入。これで税務署は来る？

質問日 : 2009/04/25

以前両親から借金して私たち夫婦のマンションを購入しました。突然税務署が来て調査を受けたのですが、こんなことってよくあるのでしょうか？

親からお金を借りて住宅取得した時に税務署はよく来ます！

回答日 : 2009/05/11

税務署対策は以下の通りです

親から資金援助を受けマンション等の住宅を購入していた場合、税務署から「お尋ね」が来る場合があります。

このときの対策は以下です。

書面で[金銭消費貸借契約書](#)を作成しておく

契約内容は一般的に使用される形式や利率を使用する

入出金に関しては[銀行](#)口座を通す

返済金額をまた受け取るような行為は行わない（循環取引はダメ！）

相続時精算課税制度をご存知ですか？

借りたお金を返さない場合は、当然ですが贈与の話が出てきます。

そこで知っておくべきなのは「相続時精算課税制度」です。

相続時精算課税制度とは・・・

従来の贈与税の課税の仕組み（暦年課税）との選択制で、

新たに[相続税](#)と[贈与税](#)の一体化措置が導入されました。

これを「相続時精算課税制度」といいます。

つまりは、親から子への贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度のことです。

この制度を選択すると、特別控除額枠内の贈与については贈与税を課税せず、贈与者（親）が死亡した時に、

（相続財産の価額 + この制度の適用を受けた贈与財産の価額）を相続財産の価額として、相続税を課税する制度です。

* 特別控除額枠

特別控除額枠は 2,500 万円で、贈与財産価額累計額が特別控除額枠を超えた場合、超過額に 20% の贈与税が課せられます。

そして、その贈与税額は相続時に相続税額から控除できます。

分かりにくいですね。具体的な数字で説明しましょう。

< 前提 >

親から 3000 万円の生前贈与を受けたとします。

相続時に加えて 2000 万円の相続を受けた場合。

贈与時

3000 万円 2500 万円 = 500 万円に 20% の贈与税がかかります。

つまり、100 万円を納付するわけです。

相続時

贈与額と相続額を合算で相続税を計算します。

つまり 5000 万円の相続があったものとして(相続税の控除額をマイナスして)、相続税率をかけて相続税を求めます。

で、求められた相続税から 100 万円を引いて額を納めるのです。

マイナスになれば還付ということです！

相続時精算課税制度の適用条件

【A】贈与税の暦年課税と【B】相続時精算課税制度は条件に違いがあります。

贈与者：【A】は誰でもOK。

【B】は 65 歳以上の親から 20 歳以上の子への贈与のみ。

(但し、住宅取得資金の場合の特例：親の年齢要件はナシ！)

選択：【A】は不要。

【B】は必要。【B】は一度選択すれば、暦年課税に戻れません！

控除額：【A】は毎年 110 万円。

【B】は 2,500 万円特別控除(限度額まで複数年使用可能)。

(但し、住宅取得資金の場合の特例として平成 21 年 12 月までは 3,500 万円まで控除可能です！)

税率：【A】は 10% ~ 50%。

【B】は一律 20%。

相続時精算課税制度の注意点をまとめます！

相続時精算課税制度の選択をするには 選択した親から最初に贈与を受けた年の翌年の2月15日から3月15日までの間に贈与税の申告書と共に「相続時精算課税制度を選択する旨」の届出書を税務署に提出する必要があります。

父・母毎に選択できます

父からの贈与についてこの制度を選択し、母からの贈与についてこの制度を選択しないことも可能です！加えて、兄弟間（推定相続人毎）で選択が違って問題ありません。

適用対象財産

贈与財産は何でもOKです。また贈与の回数にも金額にも制限はありません。

贈与税の申告

この制度を選択した親からの贈与は贈与税が課税されなくても贈与税の申告が必要！

親からの贈与財産の価額の累計額が2,500万円に達するまで贈与税は課税されません。特別控除額枠を超えた時点で、贈与については一律20%の贈与税が課税されます。通常の贈与税の年110万円の基礎控除はないので要注意です！

不動産の贈与となれば、別途、不動産の[登記費用](#)や不動産取得税がかかります。

住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例(平成21年12月まで)が時限的に存在します。取得住宅にも各種の制限があるので要注意ですが、これをクリアできれば、控除枠が3,500万円にアップするのでかなりお得になりますね。

[財務省](#)のホームページにも詳細があります。